

○杏林大学医学部学修規程

制定	昭和49年	4月	1日	改正	昭和60年	4月	1日
	昭和57年	4月	1日		平成4年	4月	1日
	昭和62年	4月	1日		平成6年	3月18日	
	平成5年	4月	1日		平成8年	12月25日	
	平成8年	3月15日			平成16年	4月	1日
	平成11年	8月	9日		平成21年	2月16日	
	平成19年	6月	1日		平成26年	3月17日	
	平成25年	3月25日			平成28年	3月14日	
	平成27年	2月18日			平成31年	3月18日	
	平成30年	5月16日			令和2年	4月17日	
	令和2年	2月19日			令和4年	3月	9日
	令和2年	7月15日			令和5年	6月21日	
	令和5年	1月18日			令和6年	9月18日	
	令和5年	10月18日			令和7年	12月17日	
	令和7年	3月12日					

（趣旨）

第1条 この規程は、杏林大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、杏林大学医学部（以下「本学部」という。）の教育課程その他必要な事項を定める。

（使命）

第2条 本学部は、「豊かな人間性と倫理観、コミュニケーション力を基本とし、生涯にわたり医学の発展・変革に対応しうる知識・技術的基盤と、柔軟な科学的洞察力・問題解決能力を兼ね備えた良き医師・医学者を育成し、もって人類・国際社会の健康・福祉に貢献する」ことを使命とする。

（目的）

第3条 本学部は、「豊かな人間性の涵養と、医学の発展に対応しうる基礎的及び専門的知識の修得と臨床的技能の修練を通じて、良き医師を養成する」ことを目的とする。

（教育課程）

第4条 医学部学生（以下「学生」という。）は、毎年度各学年次に配当される当該年度の授業時間割表により履修するものとする。

2 授業期間は、前期及び後期に区分し、年次により若干の変更を行うことがある。

（履修申告）

第5条 選択必修科目及び自由科目の履修申告は、学年の始めにおいて履修申告書に必要事項を記入し、指定した期日までに教務係に提出しなければならない。

2 一度申告した科目の変更は原則認めない。

（講義等の出欠管理）

第6条 講義の出欠は、授業科目ごとに前期及び後期に分けて、講義を実施する講義室において記録し、医学部事務課教務係がこれを保管する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

- 2 実習の出欠は、各科目担当教員が記録し、当該科目を担当する教室がこれを保管する。

（試験）

第7条 本学部が定めるすべての試験は、別に定める規則を遵守して受験をしなければならない。

（成績の評価）

第8条 履修科目の総合判定（学業成績）は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示す。

- 2 前項の各評語は、総合判定を100点満点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満若しくは、受験資格喪失のための未受験を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。クリニカルクラークシップについては別に定める。
- 3 他大学等で修得した学科目（単位）を認定した場合の評語はNとする。

（GPA制度）

第9条 前条の学業成績（自由選択科目及び単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。

$$GPA = \{ (\text{評価を受けた科目のGP}) \times (\text{当該科目の単位数}) \} \text{の累計} / (\text{履修単位数の合計}) \text{の累計}$$

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。

（進級及び卒業の要件）

第10条 進級及び卒業の判定は、医学部教授会において審議し、学長が承認する。

- 2 進級及び卒業の判定は、当該学年における授業科目の授業及び試験がすべて終了したときに行う。
- 3 進級及び卒業の判定は、判定会議においてGPA1.0以上の者に対し、試験の成績、履修態度等を含め総合的に行う。GPA1.0未満の者は進級及び卒業不可とする。
- 4 GPAが著しく不良である学生は、個別学修指導の対象とする。
- 5 進級及び卒業の条件を満たさない者は、原級にとどまるものとする。この場合の履修しなければならない科目は、教授会の定めによる。
- 6 前項により原級にとどまった者は、原則として同一学年に2年をこえて在籍することができない。
- 7 成績事由にて学則第38条第1項第3号に該当することが医学部教授会において確認され、学長が承認した時点で、当該年度末における除籍が決定する。学長の承認以降、退学を願い出ても退学は許可されない。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

（雑則）

第11条 この規程に定めのない医学部の学修に関する事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、医学部教授会で審議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、昭和49年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年 4月 1日から施行し、当該時点における第1学年から適用する。

附 則

この規程は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

- 1 大学学則別表1－1適用者は、独語又は仏語のいずれかを選択必修とし、臨床医学総論は自由科目として、履修するものとする。
- 2 学則別表1－2適用者は、第2外国語・医学英語及び臨床医学総論の履修を自由科目とする。
- 3 大学学則別表1－1適用の平成4年度以前の入学生が留年等により大学学則別表1－2適用に変更となる場合における修得済み科目の単位は、別表2の授業科目対応表により読み替えを行い、単位の認定をする。ただし、化学・物理・生物系における単位の不足分は補講等により調整する。
- 4 平成5年度入学生の1年次における単位は、別表3の授業科目対応表により読み替えを行い、単位の認定をする。

附 則

この規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

- 1 平成8年度以前の入学生が留年等により大学学則別表1－3適用に変更となる場

第3類（杏林大学医学部学修規程）

合における修得済み科目の単位は、別表4の授業科目対応表により読み替えを行い、単位を認定する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日以前に入学した者については、改正前の規程を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

第3類（杏林大学医学部学修規程）

附 則

この規程は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 4 月 1 日制定の「杏林大学医学部試験規則」に第 6 条第 1 項第 3 号を除く第 6 条から第 1 0 条及び別表 1、2 を移行する。